

厚生年金基金令等の一部を改正する政令について

第1 概要

1 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）の一部改正関係

単独事業主が厚生年金基金（以下「基金」という。）を設立する場合の人数要件を1,000人とするとともに、複数事業主が設立する場合の人数要件を5,000人とする。（第1条関係）

基金及び厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について、年3回以下の支給を認める額を引き上げるとともに、各基金及び連合会において支払期月を設定できるようにする。（第28条関係）

厚生年金本体の財政再計算の予定利率の見通しに基づき、基金の責任準備金相当額の計算における予定利率を年3.2%とする。（第55条関係）

健全化計画を作成しなければならない基金の要件と、健全化計画の期間（5箇年間の計画とすること）及び記載事項を定める。（第55条の2及び第55条の3関係）

過去期間代行給付現価と責任準備金相当額との間に乖離が生じた際に政府が負担する額の交付のルール及び当該過去期間代行給付現価の計算方法を定める。（第60条の2関係）

代行保険料率の算定において調整を行う場合を、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合とする。(第60条の3関係)

解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれる基金における責任準備金相当額の納付の特例のルール(責任準備金相当額の減額が認められる基金の要件等)を定める。(第64条、第65条、第66条及び第67条関係)

2 国民年金基金令(平成2年政令第304号)の一部改正関係

国民年金基金が他の法人に業務を委託する際の要件等を定める。(第19条の2、第20条及び第20条の2関係)

3 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成6年政令第348号)の一部改正関係

免除保険料率の範囲を1,000分の24から1,000分の50までとし、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の1.5倍を上回った場合は、0から1,000分の50までとする。(第22条関係)

第2 施行日

平成17年4月1日